

医療安全管理マニュアル



独立行政法人国立病院機構
舞鶴医療センター

目 次

I-1. 舞鶴医療センター医療安全管理規程

目的

医療安全のための基本的な考え方

医療安全管理規程の患者等に対する閲覧について

用語の定義

医療安全管理委員会の設置

院内感染対策のための指針の策定

医療安全管理室の設置

医療安全管理者の配置

医療安全推進担当者の配置

医薬品安全管理責任者の配置

医療機器安全管理責任者の配置

職員の責務

患者相談窓口の設置

ヒヤリ・ハット異例の報告および評価分析

医療事故報告

発生した事例等の患者影響レベルによる整理

医療事故発生時の患者・家族への対応

医療事故発生時の事実経過の記録

所轄警察署等への連絡

病理解剖の承諾を求める場合

医療安全管理のための職員研修

医療安全対策ネットワーク整備事業への協力

日本医療機能評価機構への医療事故事例の報告

医薬品・医療機器安全性情報報告制度に関する報告

重大な事故が発生した場合の対外的公表

医療事故の評価と医療安全対策への反映

院内事故調査委員会の開催

拡大医療安全検討委員会の開催

オカレンス事例の報告

別添

- (別添 1) 医療安全管理体制
- (別添 2) ヒヤリ・ハット報告
- (別添 3) 医療安全管理に関する組織および報告体制
- (別添 4) 医療事故報告体制「平日」「夜間・休日」
- (別添 5) 医療事故方法書(院内報告書)
- (別添 6) 医療事故等報告書(機構本部、グループ(事務所)への報告書)
- (別添 7) 患者影響レベル指標
- (別添 8) 患者・家族に説明する医療事故の範囲および方法
- (別添 9) 警察への届出に当たっての手順
- (別添 10) 国立病院機構医療事故公表指針
- (別添 11) 拡大医療安全検討委員会運用規程
- (別添 12) オカレンス報告
- (別添 13) オカレンスレポート

I-2. 舞鶴医療センター医療安全推進担当者会議運営要領

I-3. 舞鶴医療センター医療相談窓口運営規程

I-4. 医療相談窓口運営細則

I-5. 診療情報の提供に関する規程

I-6. 舞鶴医療センター附属看護学校 事故発生時の対応

I-7. 舞鶴医療センター医療安全管理室業務指針

I-8. 舞鶴医療センター医療安全管理者業務内容

II. 事故防止の要点と対策

II-1. 人工呼吸器

II-2. 輸血

II-3. 注射

- ・看護師等が扱う静脈注射の範囲に関する取りきめ
- ・末梢静脈輸液による血管外漏出皮膚傷害について

II-4. 与薬

II-5. 麻薬

II-6. 手術

II-7. 窒息

II-8. 酸素吸入

II-9. 気管切開(カニューレ気管装着)

II-10. 転倒転落

- Ⅱ-11. 入浴
- Ⅱ-12. 患者無断離棟・離院
 - ・ 患者無断離院時対応マニュアル
 - ・ 徘徊検知システム使用手順
- Ⅱ-13. 精神病床以外の入院患者の行動制限に関する取り決め
- Ⅱ-14. 暴力対策マニュアル
- Ⅱ-15. 自殺防止マニュアル
 - ・ 硫酸水素中毒への対応について
- Ⅱ-16. せん妄による危険行動
- Ⅱ-17. 患者誤認防止

Ⅲ. 各種対応

- 1) 不審者・盗難に関する対応
- 2) 精神科病棟におけるカードキー・マスターキーの取り扱い
- 3) 緊急呼び出しフローチャート「コード・ブルー」
- 4) 同姓注意シール
- 5) ブレーカーが遮断したと考えられる場合の対処
- 6) 患者誤認防止のためのリストバンド運用手順
- 7) 異状死が疑われる場合の対応